

請書

印紙

契約期間	契約締結日から令和6年3月31日					
履行場所	高知市大津乙1879番地1 高知運輸支局 (独)自動車技術総合機構 四国検査部高知事務所					
件名	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
空気調整装置保守管理業務	仕様書のとおり	式	1		0円	

上記契約について、次の各項を承諾の上お請けします。

年 月 日 (契約締結日)

受注者 住所
名称

発注者

甲：支出負担行為担当官 四国運輸局長 石原 典雄 殿
乙：独立行政法人自動車技術総合機構 四国検査部長 黒川 博之 殿

契約条件

- 総 則 受注者は仕様書に基づき件名の業務を行う。発注者は、件名の業務を検査の上、別添支払分割明細書に基づく請負代金を受注者に支払うものとする。
- 検査の時期 給付を終了した旨の通知を受けた日から10日以内。
- 契約金額の分担 甲：金 円
乙：金 円
- 代金の支払時期 検査を終了した後、適法な支払請求書を受けた日から30日以内。
- 支払遅延利息の額 前号の期間内に支払が行われなかったときは、上記金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規程に基づき、年2.5%の割合を乗じて計算した額を支払うものとする。但し、同条第2項に基づき、その遅延利息の額が100円未満であるとき、又は、その額に100円未満の端数があるときは、その額の支払を要しない。
- 違 約 金 下記の各号のいずれかにあたり、この契約を解除するときは、契約金額（既納部分がある時はこれを控除する。）の10/100にあたる金額を違約金として納付すること。
(1) 受注者から解約の申出があったとき。
(2) 受注者が完成期限までに作業を完成する見込みがないことが明らかとなるとき。
(3) 前二号のほか、受注者がこの契約に違反し、そのために発注者が契約した目的を達成することができないとき。
(4) この契約の履行について受注者若しくはその使用人等が不正の行為をしたとき又は、これらの者が発注者の行う検査若しくは監督を妨げ、又は妨げようとしたとき。
- 遅 滞 金 受注者の責に帰する事由により納入（履行）期限内に給付の完了が出来ない場合には、期限の翌日から起算して給付の完了日までの契約金額（既納部分があるときはこれを控除する。）に対し、年3.0%の割合を乗じて計算した遅延料を発注者に支払うものとする。
- そ の 他 この契約について、本請書に定めのない事項及び発注者と受注者との間に紛争又は疑義を生じた事項については、その都度発注者と受注者とが協議してこれを解決するものとする。

